

国立大学法人静岡大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人静岡大学ネーミングライツ事業規則に基づき、自己収入の拡大を図り、本学の教育及び研究に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人及び法人以外の団体（以下「法人等」という。）並びに法人等により構成された団体及び個人をいう。）に命名権（事業者等が本学の施設等の愛称を決定する権利をいう。）を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

対象施設等名 浜松キャンパス 情報学部2号館1階 リフレッシュスペース
（詳細は別添資料を参照してください。）

3. 命名権の付与期間

令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間（更新可）

4. 命名権料

命名権料（年間契約額）は、「11. 申込書の提出先及び問合せ先」までご相談ください。

5. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらと密接な関係を有するもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

6. 命名権の付与条件

- ① 命名する愛称は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設等にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 政治団体の宣伝に関するもの
 - ・ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に関するもの
 - ・ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
 - ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・ 社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・ 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
 - ・ その他表記する愛称として適当でないと本学が認めるもの

7. 命名権者の特典、付与条件等

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称のサイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、愛称を積極

的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。(広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。)

- ③ 命名権者は、命名権者であることをPRすることができます。
- ④ 命名権の付与期間（契約期間）終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

8. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① 愛称のサイン、案内看板等の設置、変更及び命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。(命名権料とは別に負担願います。)
- ② 愛称の使用開始日において、愛称のサイン、案内看板等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 愛称のサイン、案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。

9. 現地視察等

現地視察等を希望する場合は、事前に下記問合せ先までご連絡ください。

10. 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第1号）
- ② 事業者等の概要を記載した書類（会社概要等）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）

※正本1部ご提出ください。なお、電子データにて作成している場合は、併せてご提出ください。

(2) 締切及び提出方法

締め切り 令和4年5月12日（木）

提出方法は郵送、E-mailまたは持参とします。

- ・ 郵送での受付は締め切り当日消印まで有効とします。
- ・ E-mailでの受付は締め切り当日の午後5時までとします。
- ・ 持参の受付時間は土曜日、日曜日、祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

11. 申込書の提出先及び問合せ先

静岡大学総務部広報・基金課

〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷 836

TEL：054-238-5179

E-mail：koho_all[at]adb.shizuoka.ac.jp

※[at]を@に変更してご利用ください

12. 選定方法

選定にあたっては、次の選定項目をもとに、本学の審査委員会において、資格要件、選定基準（応募の趣旨、命名権料、契約期間）、愛称その他の提案内容、経営状況等を総合的に判断し選定します。なお、応募者が1者のみの場合であっても、命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。また、いずれの応募についても不適切とする場合があります。

(1) 資格要件

① 資格

- ・ 応募資格を満たしているか。
- ・ 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。
- ・ 経営基盤が安定しているか。

② 愛称

- ・ 学生及び教職員に受け入れられるか。
- ・ 施設のイメージを損なうおそれがないか。

(2) 選定基準

① 応募の趣旨

- ・ 施設等の魅力向上が期待でき、本学に貢献できるアピールポイントがあるほど高評価とする。

② 命名権料

- ・ 高額であるほど高評価とする。

③ 契約期間

- ・ 契約期間が長いほど高評価とする。

13. 選定結果の通知、公表

選定結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、命名権者を選定しないこととします。また、本学の公式ウェブサイト等で公表します。

14. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

なお、契約締結後、決定した愛称、事業者等名、契約期間等を公表します。

15. 命名権料の納入

本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごと一括で納入することになります。

16. リスクの分散

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付けた愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

17. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除します。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき。
- ② 命名権者が法令及び本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ③ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ 命名権者から契約解除の申出があったとき。
- ⑤ 本学が命名権の付与を取り消すことを必要と認めたとき。

18. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返還しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

添付資料：対象施設の概要・図面・写真等

